

令和3年10月定例会 教育長報告

◆10月の主な活動

- 7日 学校視察（清水桜が丘高校）〔教育長・委員〕
- 10日 しずおか教師塾 第13期入塾式（清水庁舎）〔教育長〕
- 19日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 25日 第2回総合教育会議（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

◆11月の主な予定

- 2日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 19日 静岡型小中一貫教育第Ⅱ期研究グループ報告会（市民文化会館）
〔教育長・委員〕

静岡市立高等学校学則の一部改正について

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月19日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立の高等学校の入学願書(様式第1号)の性別欄を削除し、連絡先電話番号欄を追加するため、所要の改正をするものである。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

志 願 者	(ふりがな) 氏 名		性別		を

」

「

志 願 者	(ふりがな) 氏 名				に、

」

「

	現住所			を
--	-----	--	--	---

」

「

	現住所			に
	連絡先電話番号			

」

改め、同様式（注）中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 「連絡先電話番号」の欄は、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(改正後案)
入学願書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。

※ 受番 志学	付号	選抜の種類		※1
	望科	第1志望	第2志望	※2
志学	望科	学校裁量枠 (希望者)		ポジション等
志願者	氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日	性別
保護者	氏名 (ふりがな)	現住所	入学後住所	志願者の 続柄
連絡先電話番号				
志願者の学歴及び職歴				
学校名		年月日	入学・卒業・その他	
小学校第6学年			卒	業
中学校第1学年			入	学
中学校第3学年			卒業見込	卒業

(表)

(改正前)
入学願書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。

※ 受番 志学	付号	選抜の種類		※1
	望科	第1志望	第2志望	※2
志学	望科	学校裁量枠 (希望者)		ポジション等
志願者	氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日	性別
保護者	氏名 (ふりがな)	現住所	入学後住所	志願者の 続柄
連絡先電話番号				
志願者の学歴及び職歴				
学校名		年月日	入学・卒業・その他	
小学校第6学年			卒	業
中学校第1学年			入	学
中学校第3学年			卒業見込	卒業

(表)

(改正前)

(注)

- 1 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
- 2 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」と記入してください。
- 3 「※1」、「※2」の欄は、各高等学校の指示がある場合のみ記入してください。
- 4 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
- 5 「学校裁量枠」の欄は、学校裁量枠の希望者を対象とする選抜段階「I」に志願する場合のみ記入し、希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合は斜線を引いてください。このとき、「部活動名」の欄は、審査項目における種目名を必ず記入し、「ポジション等」の欄は、ポジション、専門種目、楽器名等がある場合のみ記入してください。
ただし、静岡市立高等学校科学探究科の場合は、「部活動名」と「ポジション等」の欄には斜線を引き「※2」の欄に「科」と記入してください。
- 6 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 7 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 8 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要事項を記入してください。

(裏)

(改正後案)

(注)

- 1 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
- 2 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」と記入してください。
- 3 「※1」、「※2」の欄は、各高等学校の指示がある場合のみ記入してください。
- 4 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
- 5 「学校裁量枠」の欄は、学校裁量枠の希望者を対象とする選抜段階「I」に志願する場合のみ記入し、希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合は斜線を引いてください。このとき、「部活動名」の欄は、審査項目における種目名を必ず記入し、「ポジション等」の欄は、ポジション、専門種目、楽器名等がある場合のみ記入してください。
ただし、静岡市立高等学校科学探究科の場合は、「部活動名」と「ポジション等」の欄には斜線を引き「※2」の欄に「科」と記入してください。
- 6 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 7 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 8 「連絡先電話番号」の欄には、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。
- 9 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要事項を記入してください。

(裏)

意見公募手続の結果

1 規則の案の題名

静岡市立高等学校学則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和3年8月17日（火）から令和3年9月17日（金）まで

3 提出された意見

提出された意見はありませんでした。

報告第11号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和3年10月19日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。

03 静教教児第1454号
令和3年10月19日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(理由)

静岡市立清水中河内小学校、静岡市立清水西河内小学校及び静岡市立清水和田島小学校を静岡市立清水両河内小学校として統合するのに伴い、通学区域の変更が必要になるため。

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

- (1) 静岡市立清水中河内小学校、静岡市立清水西河内小学校及び静岡市立清水和田島小学校を静岡市立清水両河内小学校として統合することに伴う通学区域の変更

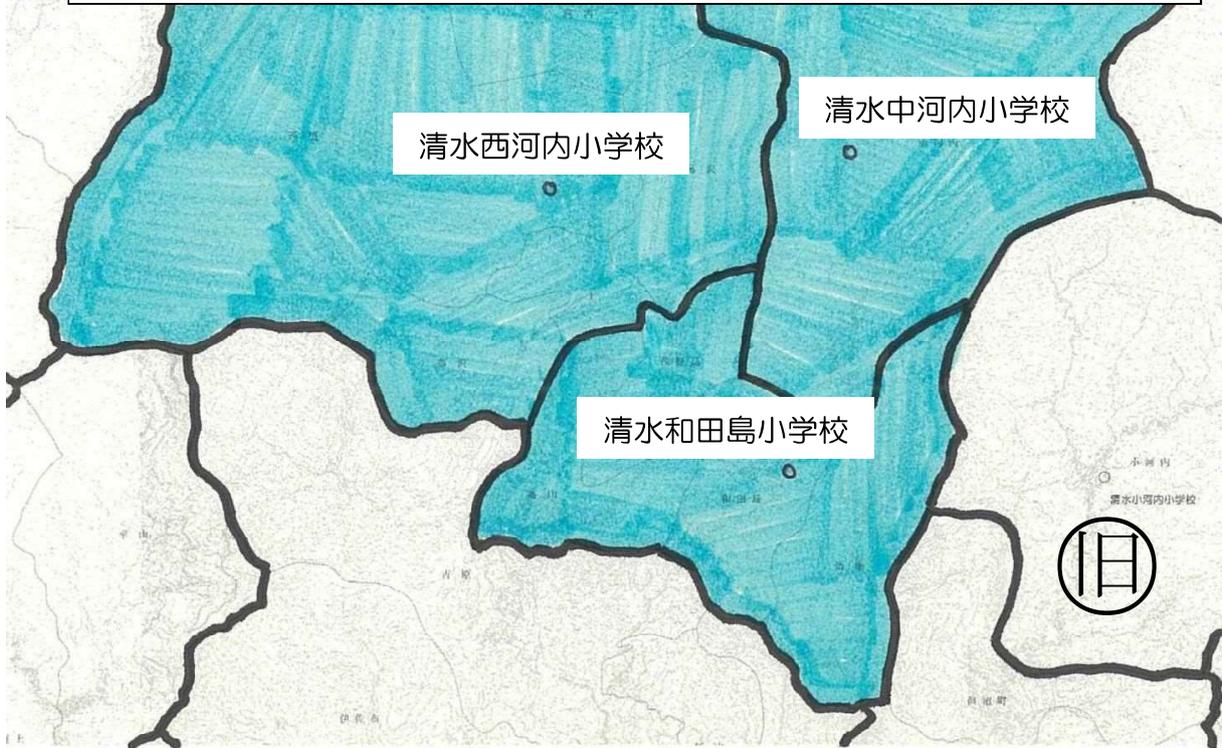
現在の3小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
静岡市立清水中河内小学校	清水区の区域のうち中河内の区域	静岡市立清水両河内小学校	清水区の区域のうち大平、清地、河内、茂野島、高山、土、葛沢、中河内、西里、布沢及び和田島の区域
静岡市立清水西河内小学校	清水区の区域のうち大平、河内、土、葛沢、西里及び布沢の区域		
静岡市立清水和田島小学校	清水区の区域のうち清地、茂野島、高山及び和田島の区域		

- (2) 施行日 令和4年4月1日

清水区両河内地区 3 小学校の統合に伴う清水両河内小学校の新設

清水中河内小、清水西河内小及び清水和田島小の通学区域を一つにまとめる。



静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱（抜粋）

（通学区域の設定）

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

（指定学校の指定）

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

（指定学校の変更）

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第1（第3条、第4条、別表第3関係）

1 小学校

標準指定学校	通学区域
静岡市立清水中河内小学校	清水区の区域のうち中河内の区域
静岡市立清水西河内小学校	清水区の区域のうち大平、河内、土、葛沢、西里及び布沢の区域
静岡市立清水和田島小学校	清水区の区域のうち清地、茂野島、高山及び和田島の区域

議案第13号

規2-(6)

静岡市文化財資料館条例の廃止について

静岡市文化財資料館条例を廃止する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和3年10月19日提出

静岡市長 田辺信宏
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年12月27日をもって静岡市文化財資料館を閉館するため、静岡市文化財資料館条例を廃止しようとするものである。

議案第 号

静岡市文化財資料館条例の廃止について

静岡市文化財資料館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市文化財資料館条例を廃止する条例

静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年12月27日から施行する。

○静岡市文化財資料館条例

平成15年4月1日

条例第282号

改正 平成16年12月22日条例第86号

平成17年9月28日条例第167号

平成26年3月20日条例第96号

平成30年3月20日条例第35号

平成31年3月20日条例第91号

(設置)

第1条 静岡市は、市民文化の向上及び文化財保護思想の普及を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市文化財資料館	静岡市葵区宮ヶ崎町102番地

(平16条例86・一部改正)

(事業)

第2条 静岡市文化財資料館（以下「資料館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、文献、模写、写真等の資料（以下「資料」という。）の収集及び受託並びにこれらの保管及び展示をすること。
- (2) 入館者に対して、資料の利用に関し必要な説明を行うこと。
- (3) 資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究の報告書等の作成及び頒布を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例167・追加)

(休館日)

第4条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

(2) 12月26日から翌年の1月5日までの日

(平17条例167・追加、平26条例96・一部改正)

(入館料)

第5条 資料館に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、入館料を無料とする。

(1) 市内に居住する70歳以上の者

(2) 市内に居住し、又は通学する小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者

(3) 小学校の就学の始期に達していない者

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別の陳列をした場合は、その期間内に限り、入館料を増額することができる。

(平17条例167・旧第3条繰下、平26条例96・一部改正)

(特別展示室兼会議室の利用)

第6条 資料館の特別展示室兼会議室(以下「特別展示室兼会議室」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に定める使用料を前納しなければならない。

特別展示に利用する場合	会議に利用する場合		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
午前9時から午後4時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
1,650円	820円	820円	1,650円

(平17条例167・旧第4条繰下・一部改正、平26条例96・平30条例35・平31条例91・一部改正)

(入館料等の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例167・旧第5条繰下)

(入館料等の不還付)

第8条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、市の都合で観覧若しくは利用ができなくなったとき、又は市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例167・旧第6条繰下)

(利用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別展示室兼会議室の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(平30条例35・追加)

(利用目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を教育委員会の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平30条例35・追加)

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、特別展示室兼会議室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(平30条例35・追加)

(入館の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料館への入館を拒否し、又は資料館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(平17条例167・旧第7条繰下、平30条例35・旧第9条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、特別展示室兼会議室の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平30条例35・追加)

(損害賠償の義務)

第14条 資料館の資料、器物、施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例167・旧第8条繰下、平30条例35・旧第10条繰下)

(運営委員会)

第15条 資料館を適正かつ円滑に運営するため、静岡市文化財資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 資料館の運営計画に関すること。

(2) 資料館の事業計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

3 委員会は、委員8人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 市民

4 教育委員会は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(平17条例167・旧第9条繰下、平30条例35・旧第11条繰下)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例167・旧第11条繰下、平30条例35・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市文化財資料館条例（昭和50年静岡市条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月22日条例第86号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第167号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第96号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市文化財資料館条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入館料を納付した回数券を使用して施行日以後に入館する者に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条第2項の規定は、施行日以後の利用許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日条例第35号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第91号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市文化財資料館条例（以下「新条例」という。）第6条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規程にかかわらず、施行日前に入館料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市文化財資料館に入館することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例第6条第3項の規定に基づく静岡市文化財資料館の特別展示室兼会議室の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表（第5条関係）

(平26条例96・追加、平31条例91・一部改正)

区分		単位	入館料
個人	一般	1回につき	200円
		回数券（5回分）	940円
	小学生・中学生	1回につき	50円
		回数券（5回分）	230円
団体	一般	1人1回につき	150円
	小学生・中学生		40円

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。